

学校改善キャリアアップフィールド

携帯電話について考える

—子どもを守るために—

技術教育専修 湯川 敏信

The Report of Teachers' Service Training Course

“Cellular Phones in Schools”

-To guard Children from Abuse of Cellular Phones-

TOSHINOBU YUKAWA

*Dept. of Technology Education, Graduate School of Edu.,
Gifu Univ. Yanagido 1-1, Gifu 501-1193, Japan*

概要

携帯電話が無線電話というよりもインターネット情報通信端末と化した現在、人々がそれを使いこなしているようにみえてむしろ虜となっているような面も見受けられなくはない。特に世相の悪化により、登下校の安全のためと称して小学生に持たせようとするまでに至っている。一方、携帯電話はどのように使っているかをチェック出来ないものであるが故に、成人であっても、安全なものであるとは言えないのが実情であることからすれば、子どもに持たせるには余りにも危険である。しかし、そのことを念頭において設計、製作、企画、販売、買い与えているということはないと言って過言でない。さながら鋭い諸刃の剣を子どもに持たせているかのごとくである。生徒（子ども）、保護者、教員それぞれが携帯電話を使用するにあたって、立場によらない普遍的な使用のポリシーを確立することが必要であり、それを伝えるために、12年目教員研修の場を借りて、「携帯電話について」現場の先生方と共に考えてきた。悲しいかな、日本の現状では保護者が子どもを守る以外に手がない。そのことを少しでも多くの保護者の方に認識して戴くために、アンケート調査を行い、その結果を公表してゆこうと考えた。

Key words：携帯電話，児童・生徒，保護者，アンケート調査，意識の相違，使用実態，電磁波環境，学校改善

1 はじめに

携帯電話は最早単なる無線電話ではなく、ネットワークに接続された情報通信端末であり、機種にもよるが、TV 電話まで可能となっているようである。デジタルカメラ機能が付いて、そ

う日が経たぬ間に短時間ながら動画の録画・再生機能のついたものが売り出されているという。このような多機能化は日本のお家芸のようであり、欧米に差をつけているといわれる。しかし電話としての基本的な性能はといえば、例えば国際電話などは、欧米では第二世代（2G）のGSM方式が国際標準となっていて、便利に使われているのに対して、日本の製品は第三世代（3G）機種が登場までは使えなかったのである。価値観によるけれども、日本のユーザーは玩具的に携帯電話を買い（買わされ）、国内電話は通ずるものの、海外に出た場合には電話として機能しないものしか選択できなかったのである。この辺の事情は携帯電話事業者と（製造）販売業者が日本では縦の関係であるのに対して、欧米では対等と言う点に起因しているようである。縦の関係ならば、多機能機種開発体勢が容易にとれるという。しかし、利用者は「かやの外」である。一方両者対等ならば、時々刻々新機能を採り入れる体勢としては不利であるが、事業者は利用者のための良いシステム設計に専念することが可能であり、製造業者は自らが高性能と考える製品開発に打ち込み、利用者の希望も採り入れられる余地がある。結果的に欧米では利用者が目的に応じて機種選択することが可能となり、日本では事業者の考えが優先され、利用者の機能選択の自由が制限された。また、日本の高機能機種の普及率の高さも実は販売業者の普及作戦によるところ大であるといわれている。（Wikipedia「携帯電話」参照）10年も前ではないが、某大手家電メーカーの携帯電話製造部門の責任者から、当時、5,000億円市場を指をくわえて見ているわけには行かない、競争に勝つための高機能製品を開発する必要がある、当面メカトロニクスに強い人材を確保せねばならない云々という話を聞かされたことを思い出した次第である。

携帯電話を作り、売ると言うことに限っても、少なくとも欧州に比べて、意図してやっているのではないと思いたいのであるが、結果的には日本の消費者は企業の利潤追求の対象としてしか見られていないように思われるのである。顧客第一と言いながら、本当の意味で、消費者の事を考えているとは思えないのはどうしたことであろうか。日本の思想の底流に、「人格の尊厳」と言う概念が（定着してい）ないからではないだろうか。戦後60年にわたって事実上無視され続け最近ついに葬り去られた旧教育基本法の根本精神が「人格の尊厳」であった事に思い至れば、携帯電話の企画、製造・販売戦略一つ取って見てもそのことが如実に現れるものであることを知らされる思いがするのである。したがって、日本においては、特に子どもの保護者は、携帯電話の供給側は、必ずしも子どもが携帯電話を使用することの危険性を十分考慮して売りに出しているわけではないであろうことを十二分に認識しておく必要がある。

ところで、子どもが携帯電話を持つ事の危険性はどこにあるのだろうか。電磁波の生体に対する影響はここでは考えない。まず、子どもに携帯電話を持たせると、保護者には、子どもが誰と通信しているかわからないし、出会い系やアダルト系などの危険なサイトにアクセスしていてもわからないのである。一方、世が殺伐・物騒となり、登下校時に子どもが襲われる事件が頻発するに至って、保護者から、安全確保のために、子どもに（位置検出機能の付いた）携帯電話を持たせたいという要望が出始めている。学校では、児童・生徒が携帯電話を持った場合に、授業や試験、さらには「いじめ」などとの関係に気を使わなければならなくなるという管理上の問題がある。もちろん、児童・生徒にとって、携帯電話は（TV）電話、（写真も送れる）メーラー、ゲーム機、音楽プレーヤ、動画プレーヤ、デジタルカメラ、時計、お財布携帯機能等魅力的な玩具色あふれる多機能端末であり、その魅力の虜となりかねない危険性がある。

この様な携帯電話と如何に付き合うかが日本では誰も真剣に考えていないと言う事が正に今問われているのである。また、利用者それぞれの立場で、ともすれば利害が一致しない事が考えられる。教員も家庭におれば子どもの親・保護者である。携帯電話を扱うルール作りに、それぞれの立場で変わらない普遍的な筋の通ったポリシーが必要である。この教員研修のコースは「携帯電話」に問題意識を持った教員の先生方にこのポリシーを自らの問題として考えて戴き、学校現場のルール作りに役立てて戴ける事を目的に始めたものである。今回、中学校と、高等学校の双方において、生徒にも保護者にも携帯電話の危険性についての認識をさらに深めて欲しいと言う教員側の希望を伝える目的をもって、携帯電話に関するアンケート調査を生徒と保護者の両者に対して行う事ができたのでその概要を報告する。

以下、この報告では、2で携帯電話の危険性について警察庁の調査報告にふれ、3でアンケート作成のポイントと項目をあげ、4において中学校での実施の模様を紹介する。高等学校での実施報告は稿を改めて掲載させて戴いた。最後に5でまとめを述べる。

2 携帯電話の危険性について

警察庁から平成18年12月に「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために」(バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会) [1] という最終報告書が出された。内容は「携帯電話」と「ゲーム」、および、「子どもを性行為等の対象とするコミック等」についてまとめられている。「携帯電話」については、出会い系サイトを通じた子どもの「福祉犯被害」(同報告註：児童を淫行の対象とする行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪のこと) [2] の深刻な状況と「携帯電話」をいじめの手段として悪用する深刻な問題 [2] があげられている。子どもが危険にさらされていることに関しては非常によくまとめられており、同報告が多くの方々を読まれることを願うものである。

平成17年3月時点で携帯電話の保有率は小学生で24.1%、持っていないが欲しいを加えると77.7%、中学生は66.7%保有で希望を加えると95.2%、高校生では保有率が96.0%にのぼるといふ。[3] この普及率が深刻さを物語っているといえる。未成年が持っているのであるから、保護者が買い与えているわけである。が、その保護者に危険を認識せず無策である人が少なからずいる事も大きな問題である。

一方製造・販売側が全く無策という訳ではなく、一応携帯電話にはフィルタリング機能を持たせてあると言われるが、平成18年2月の調査ではフィルタリングを「利用していない」が83.2%、「利用している」が2.1%という状態であるという。これには販売時に説明をするなどの姿勢に欠ける所が大きいようである。[4]

以上要するに子どもは全く無防備で極めて危険な携帯電話という諸刃の剣を放任に近い状態で所持しているという姿が浮かび上がるのである。

3 アンケート作成のポイントと項目

今回の研修には中学校より1名、高等学校より3名の先生方が参加された。

以下、その先生方からの学校の状況報告と保護者像を紹介し、アンケート作成に至る経過について述べる。

3.1 中学校からの状況報告

その中学校は岐阜市内にあるが、既に携帯電話は生徒間のコミュニケーションツールとして異性間にまで定着しているという。内容に関して保護者からの相談を受けることもあるという。

チェーンメールや中傷メールによる被害もでており、出会い系サイトでのトラブルも過去にあったそうである。一部の生徒を除いて、度をわきまえた使い方をしているようであるとのこと。目立った問題が起きている訳ではないが、使い方への指導には気が抜けないとのことである。

3.2 高等学校からの状況報告

高等学校（岐阜市内ではない3校）では、携帯電話をなくしたりするとパニックになるいわゆる依存症の存在や、保護者は使用料金のみに関心があり、危険と言う事に対する問題意識が少ないなどの問題点が指摘された。また浴室まで持ち込むような生活に支障をきたすケースも報告された。メールによる誤解がもとで1ヵ月半の間不登校になった女子生徒の話もあり、さらに、問題サイトとして、高校掲示板の存在も指摘された。アンケートも行われているが、保護者の注意を喚起出来るようなものの必要性が指摘された。

3.3 保護者の描像

子どもが携帯電話を持つ事の責任の所在は保護者にあることは自明である。我々が認識したその保護者の描像は以下のようなものである。

- ・自分の子どもを集団からの異分子にしたくない（いじめの対象にさせない）ために携帯電話を持たざるを得なくなっているのではないか。
- ・保護者は子どもとの間のコミュニケーション用具として携帯電話を与えている。
- ・携帯電話が危険であるのは理解しているがその危険を回避する方法がわからない。

このような状況のなかで、主に保護者の注意を喚起出来るような統一アンケート調査の実施を研修のテーマとする事に時間はかからなかった。

3.4 アンケート作成上の注意事項

基本的に高等学校での実施を念頭においたものである。アンケートを作成するにあたって研修教員が特に留意した事を以下に記す。

- ・アンケートの前文等で学校側の意志を保護者に誘導させない
- ・携帯電話使用状況の把握
- ・学校側（教員）の考え方の変革
- ・保護者への注意の喚起（事件事故への関わりの可能性）
- ・生徒と保護者の考え方の乖離を明らかにしたい（生徒の実態を保護者に知らせたい）
- ・保護者の考え方を引き出す
- ・保護者への責任感の喚起（学校側の考え）

3.5 アンケート項目

・生徒用

- 1 携帯電話を持っていますか。
- 2 携帯電話は、いつ頃から持っていますか。
- 3 初めて持った携帯電話は誰に購入してもらいましたか。
- 4 携帯電話を持った最大の理由は何ですか。
- 5 携帯電話を主にどのように利用していますか。
- 6 携帯電話でのメールのやり取りは誰とすることが多いですか。
- 7 携帯電話をいつ、どこで使用しますか。(複数解答可)
- 8 携帯電話の使用金額は1ヶ月いくらですか。
- 9-1 携帯電話でトラブルに巻き込まれたことはありますか。
- 9-2 被害を受けたトラブルについて具体的に教えてください。
- 10-1 携帯電話を通じて知り合った人はいますか。
- 10-2 携帯電話を通じて知り合った人とは1日どれくらい電話やメールをしますか。
- 10-3 携帯電話を通じて知り合った人とは会ったことはありますか。
- 10-4 あなたはそのような形で会うことに対してどのように思いますか。
- 11-1 携帯電話はあなたにとってどんなものですか。
- 11-2 携帯電話を持っていないとどんな気持ちになりますか。
- 11-3 登校後、携帯電話を持っていないことに気がついたらどんな行動をとりますか。
- 12 携帯電話を持つことによるプラス面はなんだと思いますか。
- 13 携帯電話を持つことによるマイナス面はなんだと思いますか。

・保護者用

- 1 携帯電話を持たせていますか。
- 2 携帯電話は、いつ頃から持たせていますか。
- 3 最初の携帯電話は誰のために購入しましたか。
- 4 携帯電話を持たせた最大の理由は何ですか。
- 5 携帯電話を主にどのように利用していると思いますか。
- 6 携帯電話でのメールのやり取りは誰とすることが多いと思いますか。
- 7 携帯電話をいつ、どこで使用していると思いますか。
- 8 携帯電話の使用金額は1ヶ月いくらですか。
- 9 お子様の携帯電話の使用に関して危険があると思いますか。
- 9-1 お子様から携帯電話がらみのトラブルに巻き込まれたと聞いたことはありますか。
- 9-2 お子様被害を受けたトラブルについて具体的に教えてください。
- 10-1 携帯電話を通じて知り合った人がいると思いますか。
- 10-3 携帯電話を通じて知り合った人と会ったことがあると思いますか。
- 10-4 保護者としてそのような形で会うことに対してどのように思いますか。
- 11-1 携帯電話はお子様にとってどんなものだと思いますか。
- 12 携帯電話を持たせることによるプラス面はなんだと思いますか。

13 携帯電話を持たせることによるマイナス面はなんだと思いますか。

以上が今回の研修で作成された質問項目である。選択肢はここでは省略している。なお、保護者には「お子さまの性別」、「保護者の年代」も問うことにした。

その後、各学校の了承の下に、(必要ならば修正や削除等も受け入れて)これに基づきアンケート調査を実施し集計する事とした。各学校の集計結果を考察し、まとめを作成する。まとめたものは携帯電話使用に関する生徒・保護者・教員の共通理解を図る資料として各研修高校に提出することとした。

本稿では、研修教員の岐阜市立梅林中学校 佐藤高一教諭の多大な御尽力により、当初予定していなかった中学校での実施が実現し、結果を研修資料として提供して下さったので、次に紹介したい。

4 中学校での実施結果

本節は岐阜大学教員研修の結果であり、岐阜市立梅林中学校 佐藤高一教諭が実施され、この本稿のためにご提供くださったものに基づくものである。

- ・携帯電話に関するアンケート結果（岐阜大学教員研修資料）
- ・実施：岐阜市立梅林中学校

(注) 人数 (パーセンテージ) は生徒に関するものであり、保護者のデータは回収率が思わしくなく、[] 付きのパーセンテージのみを示した。保護者の回答数は約30人である。また、パーセンテージは小数第1位を四捨五入しただけの値を示す。

4.1 集計結果

1 携帯電話を持っている

・はい：54人 ・いいえ：46人

2 いつから持っているか

・小4：2人 ・小5：4人 ・小6：14人
・中1：10人 ・中2：12人 ・中3：10人

3 誰に買ってもらったか

・両親：52人 ・祖父母：2人

4 携帯電話を持った理由

・家庭との連絡：30人 (58%) [83%] ・友人との連絡：22人 (42%) [17%]

5 主な利用方法

・メール：53人 (91%) [79%] ・電話：3人 (5%) [18%] ・アプリ：2人 (3%) [2%]

6 メールやりとり

・友だち：48人 (79%) [63%] ・家族：8人 (13%) [27%] ・彼氏彼女：3人 (5%) [2%]
・先輩後輩：1人 (2%) [8%] ・先生：1人 (2%) [8%]

7 使用する時間帯

・夕方～朝：47人 (56%) [76%] ・就寝前：34人 (40%) [22%] ・朝：3人 (4%) [3%]

8 使用金額

- ・6,000円未満：25人（48%）[57%]
- ・9,000円未満：11人（21%）[27%]
- ・12,000円未満：10人（19%）[3%]
- ・3,000円未満：3人（6%）[10%]
- ・12,000円以上：1人（2%）[3%]
- ・わからない：2人（4%）

9-1 トラブルに巻き込まれた経験

- ・ある：5人（10%）[0%]

9-2 具体例

- ・勝手に自分のアドレスを他人に教えられた：2人
- ・掲示板やメールでの中傷：2人
- ・有料サイト利用による多額の請求：1人

10-1 携帯電話を通じて知り合った人がいる

- ・いる：11人（23%）[10%]

10-2 電話やメールの回数

電話：一日3回：2人

メール：20回：4人 50回：2人 5回未満：4人

有料サイト利用による多額の請求：1人

10-3 携帯電話を通じて知り合った人と会ったことがある

- ・はい：2人（5%）[3%]
- ・いいえ：37人（95%）[97%]

10-4 そのような形で出会うことをどう思うか

- ・よい：12人（39%）[4%]

理由

友達が増える：2人 女の子ならいい：2人 悪い人でなければ：1人

自分の責任であれば：1人（余程のことがなければ）人間関係が増える：1人

- ・いいえ：19人（61%）[96%]

理由

トラブルに巻き込まれる可能性がある：2人 こわいから：1人

11-1 あなたにとって携帯電話とは

- ・絶対に必要：29人（59%）[16%]
- ・あれば使うがなくても平気：20人（41%）[74%]

11-2 持っていないとどんな気持ちになるか

- ・平気：32人
- ・落ち着かない：16人
- ・不安になる：3人

12 携帯を持つプラス面

- ・連絡がとりやすい：35人（50%）[79%]
- ・コミュニケーションが取りやすくなった：15人（21%）[10%]
- ・友だちを増やすことができる：12人（17%）[5%]
- ・情報が迅速に収集できる：5人（7%）[5%]
- ・いろいろな便利なサービスがある：3人（4%）

13 マイナス面

- ・支出が増える：25人（40%）[35%]

- ・トラブルに巻き込まれやすい：20人（32%）[23%]
- ・束縛される：11人（17%）[23%]
- ・電磁波の（健康への）影響：3人（5%）[10%]
- ・人との付き合いが希薄になる：2人（3%）[8%]
- ・プライバシーが侵害される：2人（3%）[3%]

4.2 結果の考察

本考察は佐藤高一教諭の考察をもとに、研修の記録として残すために筆者の考察も加えさせて戴いた教諭との統一見解である。

- ・回答数は生徒が約100人に対して、保護者は約30人であり、予想通り、保護者の関心度は低いと言わざるを得ない。
- ・小学校4年生から持ち始め、持つ者が54%と過半数を越えた所である。
- ・保護者の83%が家庭との連絡のために携帯電話を買い与えたと思っているが、生徒のその目的意識は58%に留まる。しかしかろうじて過半数を保っている。高校との唯一の違いである。しかし既に友人との連絡は42%まで大きくなって来ている。逆転は時間の問題であろう。
- ・利用方法は殆んど友達とのメールである。しかも保護者の63%がそう考えていることは現状を良く認識しているといえるが、家族との連絡ということでは既にあきらめの境地かもしれない。
- ・使用する時間帯では就寝前が40%に達している。佐藤教諭は「保護者が考えているよりも遅い時間帯での使用が見られる。個人所有であり家族の目が届いていない状況を表している」と分析している。
- ・数字からすれば、生徒の1割がトラブルに巻き込まれているが、保護者は気づいていない、ということになる。しかし、当該の保護者が回答していない可能性もある。有料サイト利用にかかる多額の請求が一件あり、生徒が内緒で解決したとは考えられないからである。
- ・「携帯電話を通じて知り合う」事に関しては23%が経験しており、5%が会っている。また、39%がそれを良しとしていることに注目すべきである。特に、女子生徒の同性同志なら良しとする感覚が危険である。福祉犯の被害が出て当り前の、子どもたちの無防備な意識である。
- ・59%の生徒が携帯電話を絶対に必要とし、持っていないと不安になる生徒が3人いた。しかし、あれば使うがなくても平気な生徒は41%である。これらの数値の推移を注視すべきである。

5 おわりに

「携帯電話を考える」というテーマで教員研修を行うにあたり、携帯電話の使用実態を知るためのアンケート調査を実施することになった。

本稿ではアンケート調査項目の作成から、中学校でのアンケート実施結果の考察までを取り上げた。

携帯電話の保有者の低年齢化は著しく、本調査でも小学4年生から持ち始めた生徒がいた。このような低年齢の子どもが、大人でも危険なネット社会につながっている携帯電話を自身の判断

で使わねばならない状況に置かれている。仮にフィルタリングが徹底されて、危険サイトの心配がなくなったとしても（実際にはあり得ないことであろうが）、ネットや携帯電話が子どもの発達におよぼす悪影響が懸念される。「いじめ」を助長する道具として使われる事も危惧されている。一人一人の子ども（人間）が、かけがえのない大切な存在であるという認識、すなわち、人格の尊厳、が保証されるような社会を構築する以外に解決の道は開かれないのではないだろうか。社会あるいは国を構築するのは個人であるから個人が人格の尊厳を第一とする人に成長することが必要なのである。携帯電話問題の根本解決の道は、迂遠なようにみえても、人格の完成を目的とする教育が徹底されること以外にないと信ずるものである。蛇足ではあるが、子どもを守るという立場から転じて、日本の産業として携帯電話の事業を考えてみても、卓越した技術をもってして苦戦を強いられている。国内では目先の利潤追求のために無理な値下げ競争をせざるを得なくなり、企画、設計、製造、販売、全ての人々が疲弊している。海外戦略としても、国内のような普及作戦がそのまま成功するわけではなく、N社などに水をあけられるばかりである。真理にかなった経営方針への転換が今こそ必要なであろう。

謝辞

本報告を書くにあたり、研修にて作成した携帯電話に関するアンケートを勤務校において実施し、集計結果を研修資料としてご提供くださいました岐阜市立梅林中学校 佐藤高一教諭に心より感謝いたします。また、アンケート調査に御協力くださいました梅林中学校の関係各位ならびに父兄・生徒の皆様感謝いたします。

参考文献

[1] バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために」最終報告書 平成18年12月 警察庁

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/Virtual.htm>

[2] 同上 p.2

[3] 同上 p.3

[4] 同上 p.4

* 無線従事者制度からみた携帯電話の位置付けに関して、“国は規制緩和により…電気通信事業者の免許だけで済むようにし、…”という筆者の記述（「教師教育研究第2号」233頁）は正しくなく、むしろ既に規制はなかったと言う方が正しい。従事者制度からすれば、省令で別に定める例外事業に位置付けられているようである。日本では1979年にアナログ方式の自動車電話サービスが日本電信電話公社により始められた。